

指定病院等における不在者投票の外部立会人等に係る事務について

指定病院等における不在者投票事務については、以下のとおりとなりますので、御留意ください。

1 代理投票における補助者の要件について

代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めることとなっています。

よって、選挙人の家族や付添人等の方は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合には、投票の記載をする場所に入ることができますが、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者となることはできないため、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することができなくなります。

2 不在者投票における公正確保等について

(1) 不在者投票管理者に対する努力義務について

公職選挙法第49条第10項において「不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。」との努力義務規定が設けられているので、不在者投票の公正な実施の確保について、より一層、適切な対応をお願いします。

(2) 市町選挙管理委員会に外部立会人の選定を依頼する場合の事務について

① 不在者投票管理者は、不在者投票に市町選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせようとするときは、あらかじめ不在者投票を行う日時を決定し、当該不在者投票を行う日の7日前までに依頼書（別紙参照）により、当該指定病院等が所在する市町の選挙管理委員会へFAX等により提出します。

※ 依頼に当たっては、事前に市町選挙管理委員会に御相談ください。

- ② 市町選挙管理委員会は、不在者投票管理者から依頼書の提出があったときは、外部立会人の候補者の中から、当該指定病院等での不在者投票に立ち会うことができると認められる者を選定し、その旨を当該不在者投票管理者及び外部立会人へ連絡します。

※ 外部立会人選定に当たっては、日程調整に、時間を要することが予想されます。

- ③ 不在者投票管理者は、立会人選任書（別紙参照）を作成し、外部立会人に交付した上で、不在者投票への立会いを求めてください。

なお、市町選挙管理委員会が外部立会人名簿の中から外部立会人を特別職の地方公務員として任命し、不在者投票施設に派遣する制度を設けている場合があります。この場合は、不在者投票管理者による選任はありません。

- ④ 不在者投票管理者は、外部立会人の立会いのもとに、不在者投票を実施します。

- ⑤ 市町選挙管理委員会が選定した外部立会人を不在者投票管理者が選任した場合は、不在者投票終了後、不在者投票管理者は、外部立会人に謝金及び旅費を支払います。

また、この外部立会人への謝金等の支払いの際には、領収書等を徴するようにしてください。

なお、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄が適用されるため、9,300円以上の支払いとなる場合は、所得税を源泉徴収する必要があります。（給与所得の源泉徴収税額表（令和6年分）日額表の丙欄参照）

この際の領収書等には、源泉徴収を行った額が分かるよう記載をお願いします。

- (3) 市町選挙管理委員会が選定し、不在者投票管理者が選任した外部立会人を投票に立ち合わせるために要した経費の支払いについて

不在者投票管理者が、市町選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせた場合の謝金及び旅費について、1,282円に立会時間数（1時間

未満の時間数があるときは、その時間数は1時間とする。) を乗じた額(その額が10,900円を超える場合は、10,900円) を上限として久万高原町が負担します。

なお、市町選挙管理委員会が選定した者以外を外部立会人に選任した場合や市町選挙管理委員会書記その他の市町職員が立会人となった場合は、久万高原町による費用負担はありません。

また、市町選挙管理委員会が外部立会人名簿の中から外部立会人を特別職の地方公務員として任命し、不在者投票施設に派遣する制度を設けている場合にあつては、当該外部立会人への報酬は市町選挙管理委員会が支給するので請求できません。

久万高原町への請求に当たっては、請求書に請求金額の内訳書及び(2)⑤の不在者投票立会人に係る報酬等の領収書等を添付し、速やかに久万高原町選挙管理委員会に請求してください。

(4) その他

外部立会人は、市町選挙管理委員会が選定した者であっても不在者投票管理者が選任するものですから、その業務の遂行中の災害及び自宅等から指定施設までの経路における災害に関する補償責任は、不在者投票管理者が負うこととなります。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

久万高原町選挙管理委員会事務局

〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町選挙管理委員会(担当: 崎山)

TEL (0892) 21-1111 (内線165)

FAX (0892) 21-2860

不在者投票特別経費基準額

- 1 当該病院において不在者投票をした選挙人1人について1,073円
- 2 外部立会人（市町選挙管理委員会が選定した者に限る。）に要した経費
1日につき、1,282円に立会時間数（1時間未満の時間があるときは、1時間。）を乗じた額（下表参照）と、外部立会人に支給した額のうちいずれか少ない額

不在者投票に要した時間 (1時間未満の時間は1時間)	金額（上限）
1時間	1,282円
2時間	2,564円
3時間	3,846円
4時間	5,128円
5時間	6,410円
6時間	7,692円
7時間	8,974円
8時間	10,256円
8時間超	10,900円

※支払いの際には、源泉徴収を行うとともに、領収書等を徴するようにしてください。